第２次福井県男女共同参画計画（概要）

１　本県が目指す社会

男女が共に子どもから高齢者まで、互いにその人権を尊重し、家庭、職場、地域で
それぞれの考え方や能力を生かして協力し合い、希望を持って活躍できる社会を形成する。

- ○　性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会
- ○　男女が共に子育てや介護をしながら働き続けられる社会
- ○　男女が家庭でも地域でも会社でも個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会

２　計画の期間

平成２４年度～２８年度（５年間）

３　施策の体系と推進体制

施策の基本的方向	計画期間中に行う主な施策	主な数値目標
Ⅰ　世代に応じた意識改革と理解促進 １　教育・学習の場などを通じた世代別の効果的アプローチ	・学校における男女共同参画の基礎となる教育推進 （男女が協力し、家族の一員として役割を果たすことを教育、科学技術分野のロールモデル情報の提供） ・若年層へのキャリア教育（職業観を身につけるための職業体験やインターンシップの実施） ・生涯学習による教育推進（ライフアカデミーの場における学習の実施）	・性別で役割を決めることに否定的な人の割合：60%以上（H28） ・生活学習館 男女共同参画学習事業講座受講者：5,000 人（H28）
Ⅱ　女性リーダーの出やすい社会づくりの促進 １　リーダーとなる女性の育成 ２　これからの時代を担う女性による企業・団体等の活性化	・未来きらりプログラムによる福井型女性リーダーの育成 （お茶の水女子大学との共同開発プログラムによる女性リーダー養成） ・女性の起業活動支援 （事業成功のためのワンポイントアドバイス、セミナー、相談実施） ・企業や団体における、男女が活躍しやすい環境整備 （メンター養成と実例発信、女性活躍支援企業登録拡大、女性グループ等の育成・活性化）	・女性人材リスト搭載：300 人（H28） ・女性活躍支援企業　：100 社（H28） ・県審議会の女性割合：40%以上（できるだけ早期） ・農業における家族経営協定締結 320 戸（H28）
Ⅲ　仕事と家庭の調和のとれた生活スタイルの実現 １　仕事と家庭の調和の推進 ２　女性の「ゆとり」の創出 ３　地域による子育て・介護などの支援	・働く場における仕事と家庭の調和の推進 （企業子宝率活用による子育てモデル企業普及、両立支援宣言企業の支援） ・男性の家事等への参加促進 （体験型アプローチのための家事チャレンジ検定、家事講座実施、家事サポートビジネス活用促進） ・多様化する保育ニーズなどへの対応 （病児デイケアや延長保育実施、婚活カフェによる出会いの場の提供） ・地域社会の子育て力向上 （放課後子どもクラブ充実、子育てマイスターによる相談など子育て相談体制充実）	・男性の育休取得率：　5%（H26） ・両立支援宣言企業：30 社（H26） ・学習や研究、趣味、スポーツの時間が取れている女性：60%（できるだけ早期） ・病児デイケア実施箇所：24（H26）
Ⅳ　男女がいきいきと暮らせる環境の整備 １　地域における男女共同参画推進 ２　生涯を通じた健康支援 ３　高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる社会づくり ４　メディアにおける人権尊重	・地域活動への多様な人々の参画促進 （自治会への女性参加、女性の防犯活動団体への加入促進、住民による女性犯罪防止パトロール） ・ライフステージに応じた男女の健康づくり支援 （出前検診などがん予防対策推進、妊婦検診費無料化、不妊治療費助成） ・高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築（在宅医療・介護の充実） ・障害者の自立した生活と社会参加支援（バリアフリーの街づくり、障害者スポーツ教室開催） ・外国人への情報提供や相談体制整備 （在住外国人が必要とする生活や防災情報提供、日本語や日本の文化、風習について学ぶ機会の提供） ・情報通信技術の進展に対応した有害環境浄化 （サイバー空間における県民の安全・安心確保対策の推進）	・自治会長の女性割合：　5%（H28） ・子宮がん検診受診率：50%超（H28） ・乳がん検診受診率　：50%超（H28）
Ⅴ　女性に対する暴力の根絶	・暴力の未然防止と根絶のための基盤づくり（デートＤＶ防止に係る教育の推進、相談しやすい環境整備） ・暴力に対する厳正な対処（配偶者暴力防止法などによる暴力の防止、加害者に対する指導・警告） ・被害者の保護、自立支援（円滑な保護のためのマニュアル整備）	・ＤＶをどこにも相談しなかった人の割合：30%未満（H28）
推　進　体　制	【地域】地域のネットワーク ・各地域のイベントなどでの発信 【企業】トップによる推進 ・企業トップによるリレートーク 【若者】若者へのアプローチ ・「若者チャレンジクラブ」を通じた発信	